

Zenken通信 (vol. 20)

▽ 今回のお届け情報

Title: 高知県「低価格入札失格基準を引き上げ」

Outline

添付資料P1～4

○高知県は平成21年4月から、低価格入札対策の強化として、総合評価方式を全て施工体制確認型とすることや低価格入札失格基準の引き上げ等を実施する。

【主な改定内容】

1. 予定価格の事後公表について、現行の1億円以上から7,500万円以上に拡大
2. 低入札価格調査制度における失格基準の引き上げ
 - ・直接工事費 設計金額の75% ⇒ 85%
 - ・共通仮設費 " 70% ⇒ 80%
 - ・現場管理費 " 60% ⇒ 変更なし
 - ・一般管理費 " 30% ⇒ 変更なし

※入札参加者の見積額が上記費目のいずれかでも下回る場合は失格となる。

3. 低入札価格調査制度に施工体制評価を導入し、総合評価方式はすべて施工体制確認型総合評価方式とする。

※低価格入札での落札が極めて困難となり、適正価格による受注が期待される。

《高知県建設業協会提供》

担当：事業企画課 林

Title: 広島県「最低制限価格を公契連モデルへ」

Outline

添付資料P5～11

○広島県は平成21年4月から、公正な競争の確保や適正な施工の確保等をより一層推進するため、最低制限価格の引き上げなど、入札・契約制度を改正する。

【主な改定内容】

1. 最低制限価格の算定式を中央公契連モデルに合わせて引き上げ
2. 低入札価格調査制度における調査基準価格について、現行の約75%から82%～85%の範囲内に引き上げ

《広島県建設工業協会提供》

担当：事業企画課 林

平成 21 年度の入札・契約制度について

平成 21 年 4 月 1 日から、次のとおり入札・契約制度の改定を行います。

1 予定価格事後公表試行の拡大

工事入札の予定価格について、事後公表の取扱いを請負対象金額 1 億円以上から 7,500 万円以上に拡大。

2 特別簡易型総合評価方式の拡大

施工計画評価のない特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、適用範囲を請負対象金額 7,500 万円未満の工事から 1 億円未満の工事に拡大。（請負対象金額 1 億円未満の工事でも、案件によって施工計画評価のある簡易型とする場合があります。）

3 低入札対策の強化

(1) 失格基準の引上

	旧	新
直接工事費	設計金額の 75%	→ 85%
共通仮設費	// 70%	→ 80%
現場管理費	// 60%	→ 変更なし
一般管理費	// 30%	→ 変更なし

(2) 施工体制評価の導入

低入札価格調査制度に施工体制評価を導入し、総合評価方式はすべて施工体制確認型総合評価方式とする。

(3) 施工体制確認型総合評価方式

低入札となった者全員について、低入札調査資料の書面調査により、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を「良」、「可」、「不可」の 3 段階で評価、配点し、施工体制評価の優劣を総合評価方式における技術評価点に反映させる。

《施工体制評価後の技術評価点算定式》

※技術評価点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価の満点）

※技術評価点（仮）＝開札時の施工体制評価前の技術評価点

施工体制評価が「不可」（0 点）だと、技術評価点も 0 点として評価する。（別図参照）

(4) 指名停止措置を伴う失格

次の項目に該当する低入札者は、指名停止措置を伴う失格となること。

① 入札時に見積内訳書の提出のない者

② 理由なく期日までに低入札資料の提出のない者又はヒアリング調査に応じない者

③ 低入札資料において資材納入業者又は下請予定業者の見積もり金額未満の額で経費の積算を行っている者

- ④低入札資料において資材納入業者又は下請予定業者の見積書に記載の仕様とは異なる仕様で積算している者
- ⑤低入札資料において設計図書と異なる仕様で経費を計上している者
- ⑥低入札資料において直接工事費、共通仮設費又は一般管理費の積算を項目別に行っていない者
- ⑦低入札資料において直接工事費、共通仮設費、若しくは一般管理費の合計若しくはすべての経費の合計が誤っている者又は入札時提出の見積内訳書の記載内容と一致しない者
- ⑧低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断された者
- ⑨その他、適正な契約の履行が行われないと認められる者

低入札対策の詳細は、建設管理課HP掲載の「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」（副知事通知）及び「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて」（土木部長通知）を4月1日以降に参照してください。

照会先 高知県土木部建設管理課契約担当 TEL 088-823-9813
--

施工体制確認型 総合評価を導入

県独自方式で4月1日から

高知県版施工体制確認型総合評価

施工体制確認型は、総合評価方式すべてにおいて適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする(施工体制評価点の満点：簡易型＝20点、特別簡易型＝10点)

※()内は特別簡易型

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備 考
品質確保の実効性	①	10(5)	良(10点(5点))、可(4点(2点))、不可(0点(0点))の3段階で評価する
施工体制確保の確実性	②	10(5)	良(10点(5点))、可(4点(2点))、不可(0点(0点))の3段階で評価する
合計		20(10)	

※低価格入札を行った者から提出された資料およびヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずる

B

A

D

施工体制評価後の技術評価点＝技術評価点(仮)×(施工体制評価合計点÷施工体制評価点の満点)

高知県土木建設管理課は、4月1日から高知県版施工体制確認型総合評価を導入する。2月定例議会の企画建設委員会に明らかにした。(2月定例議会は19日に09年度当初予算、08年度2月補正予算などを可決して閉会した)。

この施工体制確認型は、総合評価方式すべてにおいて適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うもの。(施工体制評価点の満点は簡易型＝20点、特別簡易型＝10点。)

総合評価方式
すべてに適用

県企画建設委員会
で報告

記表参照

なお、低価格入札を行った者から提出された資料およびヒアリングで

施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点(技術提案、企業評価、技術者評価)を減ずる。施工体制評価後の技術評価点(B)＝技術評価点(仮)×(施工体制評価合計点÷施工体制評価点の満点(D))。

建通新聞

高 知

発行所 建通新聞社

四国支社 高松市瑞穂町13-6
〒760-0061 電話(087)835-1900
香川支局 電話(087)835-1900
徳島支局 電話(088)823-5666
高知支局 電話(088)883-1161
愛媛支局 電話(089)932-8866
東京支局 電話(03)56-7314
通 信 部 第 多 中 和 島
<http://www.kentsu.co.jp/>
新聞定価6ヵ月 27,000円(税込)

©建通新聞社 2009

発行紙

東京/神奈川/静岡/中部/大阪
岡山/香川/徳島/愛媛

主なニュース

高知市の4校 5月ごろに発注...2面
校舎耐震補強
四国競争入札参加資格審査を変更...3面
地盤沈下
四国地盤と四建連が意見交換会...4面

(9面から
入札情報)

高知県

低価格対策を強化

総合評価 すべて施工体制確認型で

高知県は、09年度の入札・契約制度の改定を行い、低価格入札対策の強化として総合評価方式はすべて施工体制確認型とすることや低価格入札失格基準の引き上げなどを4月1日から実施する。

09年度の改定は①予定価格事後公表試行の拡大
②特別簡易型総合評価方式の拡大③低価格入札対策の強化の3項目で実施。

工事の予定価格事後公表は、これまで請負対象金額1億円以上としていたが、これを7500万円以上に拡大する。

特別簡易型総合評価方式は、施工計画の提出を求めない方式で、適用範囲を請負対象金額7500万円未満から1億円未満に拡大する。ただし、

総合評価方式では、低価格入札対策として効果

案件によっては1億円未満の工事でも施工計画を求める簡易型とする場合がある。

問題となっている低価格入札については、対策を強化する。まずは失格基準を引き上げる。直接工事費は設計金額の75%

から85%に、共通仮設費は70%から80%にそれぞれ引き上げる。現場管理費の60%と一般管理費の30%については従来通り。

施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の比率に応じて加算点も減点される。このため、

低価格入札での落札は極めて困難となり、低価格入札対策として効果が現

また、▽入札時に見積内訳書の提出がない▽期日までに低価格入札資料の提出がない、ヒアリング調査に応じない▽低価格入札資料で資材納入業者または下請予定業者の見積もり金額未満の額で経費の積算を行っている▽低価格入札資料で設計図書と異なる仕様で経費を計上▽直接工事費、共

通仮設費または一般管理費の積算を項目別に行っていない▽直接工事費、共通仮設費または一般管理費の合計もしくはすべ

ての経費の合計が誤っている一などに該当する低価格入札者は、指名停止措置を伴う失格となるとしている。

施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の比率に応じて加算点も減点される。このため、

低価格入札での落札は極めて困難となり、低価格入札対策として効果が現

れている。

入札・契約
制度改正

広島県、総合評価拡充へ 低価格入札で完成後調査

広島県は25日、09年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正内容を公表した。公正な競争の促進、適正な施工の確保、不当行為の排除の徹底をいっそう推進するために、総合評価方式の拡充、最低制限価格の引き上げ、低入札価格調査に係る工事完成後調査の実施、談合行為等の防止およびペナルティー強化のほか、電子入札の拡大、業務成績評定の対象拡大などを実施する。

総合評価方式の拡充では、標準型・簡易型について、土木局と都市局のすべての建設事務所および地方機関で、そして総務局、農林水産局、企業局でも試行を継続・拡充するとともに、5局において高度技術提案型の実施も検討する。これに伴い、事務処理の迅速化を図るため、入札参加資格の確認を入札後に審査・確認する方式を今年6月1日以降に公告する工事から施行する。

請負対象設計金額1億円未満の建設工事が対象となる最低制限価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式により算定。1億円以上

の工事に適用する低入札価格調査制度では、調査基準価格を予定価格の82%に引き上げる。さらに、失格基準となる数値的判定基準について、工事費内訳別と、1億円以上3億円未満のすべての工事を対象として新たに設ける工事費総額の二つに分する。

低入札価格調査に係る工事完成後審査は、工事完了後、下請けへの支払いが完了した後に、元請け業者から提出された事後調査資料を基に追跡調査するもので、低入札価格調査（事前）時との比較調査を行い、内容と異なる工事の履行等が行われた場合、指名除外措置を検討する。6月1日以降に公告または指名通知する工事から施行する。

談合行為等の防止およびペナルティーの強化では、広島県発注工事（測量・建設コンサルタント等業務含む）において、

適正な業務の履行を促進するため、最終設計金額500万円以上の土木工事にかかる調査、設計、測量業務等において、6月1日以降に契約するものから業務成績評定を実施。

また、県内の下請け業者等の保護、育成を図るため、工事の一部において、県内に主たる営業所・本店を有する者以外の者へ下請負する理由、または県内に主たる営業所・本店を有する者以外の者から主要資材の購入をする詳細な理由書の提出を義務づける。

電子入札の拡充では、総務局、農林水産局、土木局、都市局、企業局において、総合評価方式を含め、原則すべての工事、業務を対象とする。なお、6月1日以降の事後審査型一般競争入札において、入札参加希望書の提出手続きを省略するほか、参加資格要件確認書類の電子媒体での提出が可能とする。

平成21年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、**公正な競争の促進**、**適正な施工の確保**、**不正行為の排除の徹底**を一層推進するため、次のとおり制度改正を行う。

公正な競争の促進

1 **総合評価方式の拡充** (P 3)

価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価方式の試行を継続・拡充する。

また、総合評価方式の試行の拡大に伴って、事務処理の迅速化を図るため、総合評価方式においても、入札参加資格の確認を入札後に行うものとする。

適正な施工の確保

2 **最低制限価格等の改正** (P 4)

建設工事コスト調査の結果を踏まえ、品質確保及び安全対策を確保する観点から、最低制限価格等を改正する。

3 **低入札価格調査に係る工事完成後調査の実施** (P 6)

低入札価格調査を行った工事について、調査内容どおりの適正な履行の確保の徹底のため、工事完成後においても追跡調査を行う。

不正行為の排除の徹底

4 **談合行為等の防止及びペナルティの強化** (P 7)

不正行為に対する入札参加停止期間の延長を趣旨として、地方自治法施行令が改正されたことに伴い、指名除外措置期間を延長する。

その他の改正

5 **電子入札の拡大** (P 8)

I T技術の活用による事務の効率化及び事業執行の透明性の向上を図るため、電子入札の実施対象を拡大する。

6 **測量・建設コンサルタント等業務に関する改正** (P 9)

業務成績評定の対象を最終設計額500万円以上の業務に拡大する。

7 **県内下請業者等の保護・育成** (P 10)

県内業者の保護・育成を図るため、県外業者に下請又は主要資材の調達を行う場合には、県外業者に発注する理由書の提出を義務付ける。

8 **工事費内訳書に係る改正** (P 11)

最低制限価格等の改正に伴い、工事費内訳書の取扱いについて改正する。

1 総合評価方式の拡充

1 趣 旨

価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、**総合評価方式の試行を継続・拡充する。**

2 標準型・簡易型の総合評価方式による入札

土木局及び都市局においては、全ての建設事務所及び土木局の地方機関において試行を継続・拡充し、総務局、農林水産局及び企業局においても試行を継続・拡充する。

3 高度技術提案型の総合評価方式による入札

高度技術提案型の総合評価方式を行うことを、総務局、農林水産局、土木局、都市局及び企業局で検討する。

4 入札参加資格の審査時期の改正

総合評価方式の拡大に伴って、事務処理の迅速化を図るため、**入札参加資格の確認を入札後に審査・確認する。**(施行期日：平成21年6月1日以降に公告する工事から施行)

2 最低制限価格等の改正

1 趣 旨

平成20年度に実施した建設工事コスト調査の結果を踏まえ、品質確保及び安全対策を確保する観点から、最低制限価格等を改正する。

2 内 容

(1) 最低制限価格の改正

ア 最低制限価格：公契連モデル式により算定

公契連モデル式：直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.60
+一般管理費等×0.30の合計額

※ 公契連：中央公共工事契約制度運用連絡協議会（公共工事発注者で構成する協議会）

イ 対象工事：請負対象設計金額1億円未満の建設工事（変更なし）

(2) 低入札価格調査制度

ア 調査基準価格：調査基準価格：予定価格の82%を下らず、かつ、工事費総額失格基準価格以上の額の範囲内とする。

ただし、予定価格の2/3から8.5/10の範囲内で定める。（建設工事執行規則）

イ 対象工事：請負対象設計金額1億円以上の建設工事（変更なし）

ウ 数値的判断基準（失格基準）

次の2つの失格基準を設ける。

(ア) 工事費内訳別失格基準

- 対象工事：低入札価格調査対象工事
- 次のいずれか1項目以上に該当する場合は失格
 - ・直接工事費及び共通仮設費積上分が県積算の70%未満
 - ・共通仮設費率分が県積算の50%未満
 - ・現場管理費が県積算の50%未満
 - ・一般管理費等が県積算の30%未満

(イ) 工事費総額失格基準（新規）

- 対象工事：1億円以上3億円未満のすべての建設工事
- 入札書に記載した価格（税抜）が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格未満の場合は失格

・工事費失格基準価格（円）＝直接工事費×a＋共通仮設費（積上分）×b
 ＋共通仮設費（率分）×c＋現場管理費×d＋一般管理費等×e

係数	1億円	1億円以上3億円未満の計算式	(3億円)
a	0.95	$1.075 - 0.25 / 200,000,000 \times K$	(0.70)
b	0.90	$1.000 - 0.20 / 200,000,000 \times K$	(0.70)
c	0.90	$1.100 - 0.40 / 200,000,000 \times K$	(0.50)
d	0.60	$0.650 - 0.10 / 200,000,000 \times K$	(0.50)
e	0.30	0.30	(0.30)

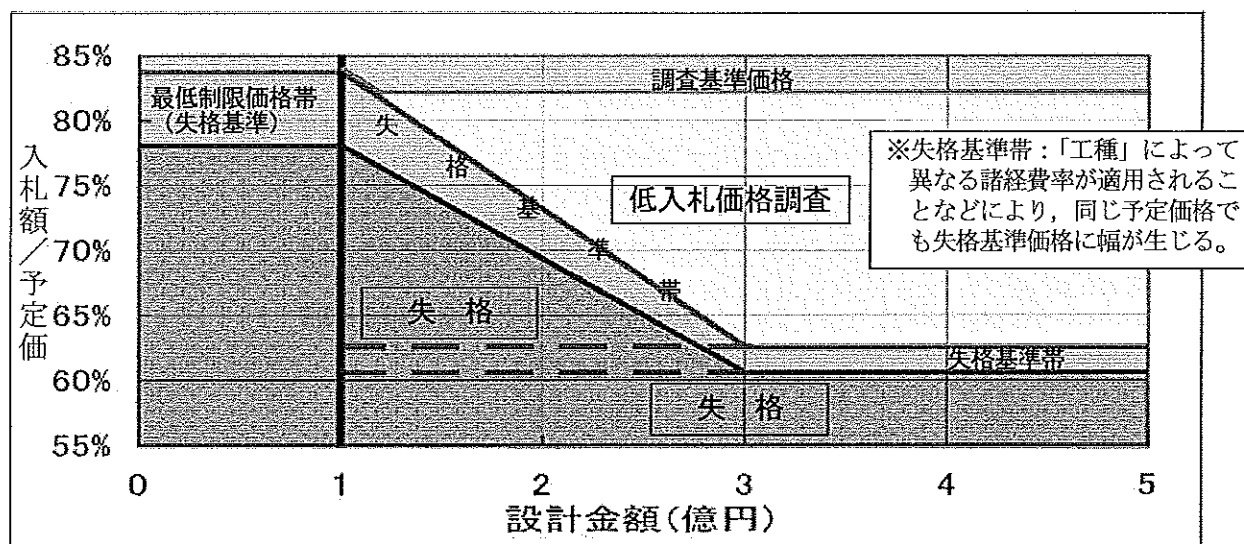
K：県の請負設計対象額（税込み，単位：円）

3 施行期日

平成21年4月1日以降に指名通知又は公告する工事から施行

（対象部局：全部局）

4 改正イメージ



	制度名	調査基準価格	失格基準	
			総額による	工事費内訳による
1億円未満	最低制限価格制度	—	・公契連モデルによる金額未満	—
1億円以上 3億円未満	低入札価格調査制度	予定価格の2/3から8.5/10の範囲内で，予定価格の82%を下らず，かつ，失格基準価格以上の額の範囲内で決定する。	1億円の最低制限価格と3億円の工事費内訳別失格基準を結んだ線の金額未満	（県積算額の一定率未満） ・直接工事費及び共通仮設費積上分：70%未満 ・共通仮設費率分：50%未満 ・現場管理費：50%未満 ・一般管理費等：30%未満
3億円以上			—	

3 低入札価格調査に係る工事完成後調査の実施

1 趣 旨

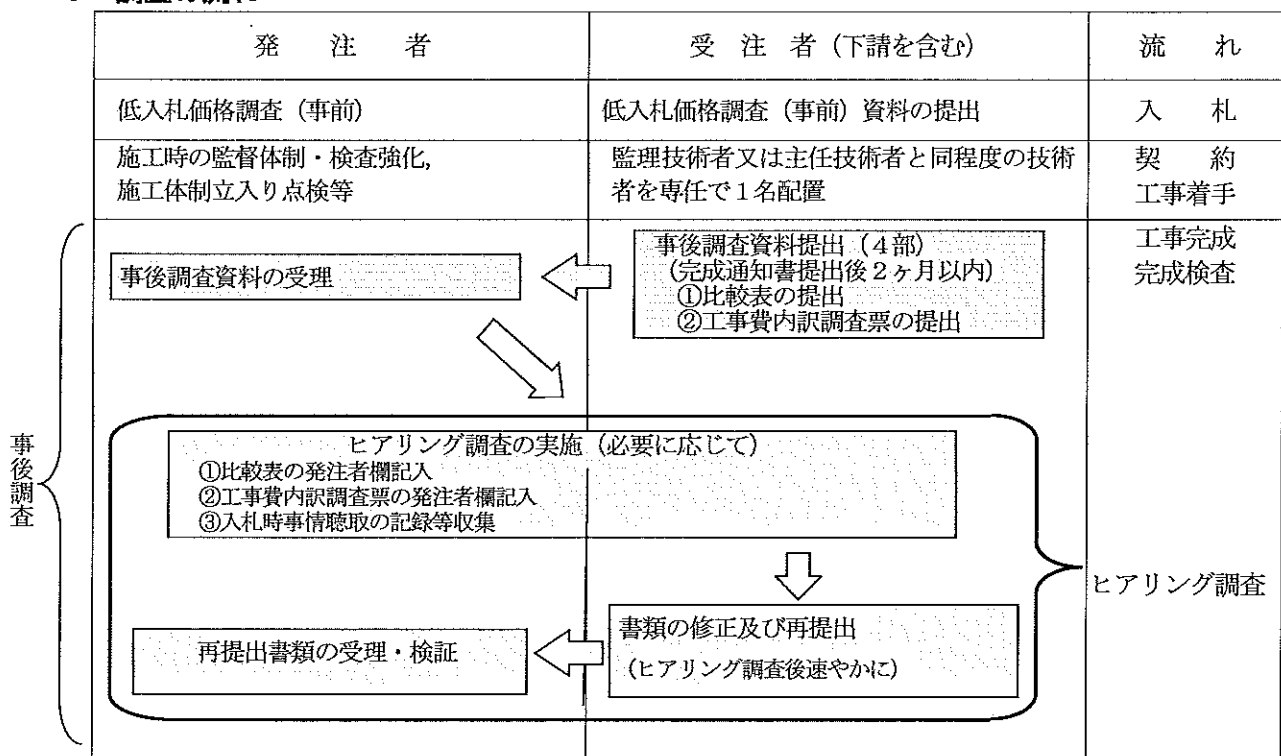
低入札価格調査を行った工事について、調査内容どおりの適正な履行の確保の徹底のため、工事完成後においても追跡調査を行う。

2 内 容

工事完了後、下請けへの支払いが完了した後に、元請け業者から提出された事後調査資料を基に、低入札価格調査（事前）時との比較調査を行う。また、必要に応じてヒアリング調査も行う。

なお、入札時に提出された低入札価格調査（事前）の内容と異なる工事の履行等が行われていた場合、指名除外措置を検討する。

3 調査の流れ



4 施行期日

平成21年6月1日以降に指名通知又は公告する工事から施行

（対象部局：全部局）